

# 食品廃棄物の不適正処理事案に係る再発防止対策について

愛知県環境部資源循環推進課

## 1 はじめに

愛知県では、平成28年1月、食品製造業者等から処理を委託された食品廃棄物が、産業廃棄物処理業者により食品として不正に転売されるとともに、大量に過剰保管されるという不適正処理事案（以下「本事案」という。）が発覚しました。

本事案は廃棄物処理の信頼性だけでなく食の安全・安心を揺るがす重大な事件として大きく報道されました。

今回は、本事案を未然に防げなかった反省を踏まえ、本県が講じてきた監視体制の充実・強化や排出事業者に対する指導強化などの再発防止対策について紹介します。

## 2 監視体制の強化

従来から実施してきた排出事業者、廃棄物処理業者に対する立入検査を質・量ともに充実させ、事業者に対する監視・指導の強化を図りました。

### (1) チェックシート、マニュアルの作成

食品廃棄物処理業者に特化した立入検査項目を網羅したチェックシートを作成しました。

また、食品廃棄物に限らず、現場での立入検査の際に実施すべきこと、留意すべきこと等を体系的に取りまとめた「産業廃棄物の適正処理に係る立入検査マニュアル」を作成しました。

さらに、現場において上記マニュアルを始め、各種法令や環境省通知等の確認ができるよう、立入検査用タブレット端末を平成30年1月から配備しています。

これらを活用することにより、効果的な立入検査の実施に努めています。

### (2) 職員の資質向上、関係機関との連携強化

廃棄物の監視指導を担当する職員向けの研修の見直しや、食品衛生監視員への立入検査権限の付与、国・市町村・保健所等の関係機関との合同立入などの連携強化策により、監視体制の充実・強化を図っています。

### (3) 許可情報の「見える化」

廃棄物の不適正処理事案の発見・通報を容易にするため、廃棄物処理業者に関する許可情報を、インターネットの地図上に掲載して検索できるよう「見える化」を行い、平成30年1月から公開しています。



図1 「見える化」マップ

## 3 排出事業者等に対する指導強化

食品廃棄物の排出事業者等に対して、廃棄物処理法及び関係法令順守の徹底を図りました。

### (1) 排出事業者向け手引きの作成

食品廃棄物を処理委託する際に留意すべき事項をわかりやすく解説したリーフレットを作成し、随時、配布しています。

### (2) 講習会等の実施

食品廃棄物の処理に係る法令順守の徹底等をテーマとした講演会を、平成29年度に計4回開催し、458名の参加がありました。

また、平成29年度に行われた食品関係団体の会員企業が集まる説明会（計3回、135名参加）において、排出事業者責任の周知徹底を図りました。

### (3) 排出事業者向け現地研修会の開催

現地確認能力の向上等を図るための排出事業者向け現地研修会を、平成29、30年度で計6回開催し、177名の参加がありました。



図2 排出事業者向け現地研修会の様子

## 4 食品廃棄物の発生抑制・リサイクルの促進

家庭、事務所から排出される食品廃棄物の発生抑制を図るとともにそのリサイクルを促進することで、環境への影響が少ない持続可能な社会づくりを進めています。

### (1) 市町村、関係団体への啓発の実施

県内市町村、関係団体等で構成する「ごみゼロ社会推進あいち県民会議」において、食品ロス削減に関する先進事例の研究等を行いました。

### (2) 食品ロス削減キャンペーンの実施

食品ロスを身近な問題として捉えていただくため、食品ロス削減キャンペーンを実施しました。キャンペーン期間内には、①食品ロス削減シンポジウム、②各家庭における食品ロス削減の取組募集、③宴会時の食べ残しを減らす「3010運動」推進、④家庭で余った食品を持ち寄るフードドライブを実施しました。



図3 食品ロス削減シンポジウムの様子

### (3) ごみ排出量・リサイクル率等の公表

市町村別のごみ関係指標を毎年度公表することで、市町村レベルでの発生抑制・リサイクルの取組促進を図っています。

## (4) 循環ビジネスの振興支援

循環ビジネス創出コーディネーターによるリサイクルの技術支援や、「循環型社会形成推進事業費補助金」による施設整備費用等の助成、セミナー開催等により、循環ビジネスの振興支援を行っています。

## 5 条例、施行規則の改正

本県が制定する「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（以下「条例」という。）」では、従来から排出事業者が産業廃棄物処理業者に委託する前及び委託中に、処理状況等を実地に確認することを義務付けていましたが、本事案の発生要因の一つとして条例に基づく確認が行われていない、又は不十分であったことが挙げられたことから、当該規定の実効性を高めるため、条例の改正等を行いました。

### (1) 条例の改正（平成30年10月施行）

条例に基づく確認を実施していない排出事業者に対する勧告・公表規定を追加しました。

この改正により、排出事業者には、公表により社会的信頼を損なうリスクが発生することから、全ての排出事業者が適正に廃棄物の処理状況等の確認を行うことが期待されます。

### (2) 施行規則の改正（平成30年10月施行）

勧告・公表規定の追加にあたり、確認の頻度や方法等を明文化するため、条例改正に併せて施行規則の改正を行いました。

### (3) ガイドラインの策定

排出事業者に条例に基づく確認を適切に実施してもらうため、具体的な解説や分かりやすいイメージ図、チェック表の作成例などを盛り込んだガイドラインを策定し、本県のWebページに掲載しました。

## 6 おわりに

本事案は、廃棄物処理業者の不適正行為によるものですが、その背景には排出事業者責任意識の欠如、食品廃棄物の多量排出等、様々な要因が考えられます。

本県としては、先述した再発防止対策の徹底を図ることにより、二度とこのような事案が発生しないよう努めていきたいと考えています。